

平成26年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

平成26年8月19日 開会

平成26年8月19日 閉会

浪江町議会

平成26年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	10

浪江町告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年8月5日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年8月19日（木） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
（1） 物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町第3回臨時会議会

議 事 日 程 (第1号)

平成26年8月19日 (木曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 物品購入契約の締結について (平成26年度
仮設防火水槽購入)

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	書記	清水佳宗
	柴野早苗		

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年5カ月が過ぎました。平成26年第3回臨時会に先立ち、地震・津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、平成26年第3回浪江町臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第43号 物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第43号、物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）ご説明をいたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく、物品購入の契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 議案第43号についてご説明申し上げます。

物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第3条の規定に基づき、下記のとおり物品購入の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成26年8月19日提出。浪江町長、馬場有。

記。1. 契約の目的、仮設防火水槽購入事業（40 t 槽 7 基）。

2. 設置場所、浪江町大字高瀬字丈六 外 5 箇所。

3. 契約の方法、指名競争入札。

4. 契約金額、3,013万2,000円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 223万2,000円）

5. 契約の相手方、福島県いわき市平字紺屋町1、東部産業株式会社自動車部、代表取締役 菊池一隆。

6. 納期、自 議会の議決を得た日から、至 平成27年3月31日。

資料として、設置場所の一覧及び設置場所の位置図をつけております。丈六公園に、まず40 t 槽を2基、その他、谷津田集会所、町営南上ノ原住宅、大堀総合グラウンド、アクセスホームさくら、立野中多目的集会所。それぞれ6カ所で7基分でございますが、それぞれの敷地内もしくは駐車場に移設したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案の理由の説明が終わりました。

○議長（小黒敬三君） ここで、産業建設常任委員会による議案審査のため、休議します。

（午前 9時05分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時25分）

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第43号 物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番。

○13番（紺野榮重君） 大雑把なこの消火栓の7カ所選定した理由をお伺いいたします。それから、この消火栓。

○議長（小黒敬三君） 防火水槽。

○13番（紺野榮重君） 防火水槽。仮設の防火水槽の件でそのことを基本的な選定の仕方についてお伺いいたします。

それから、この防火水槽に対しては消火栓との絡みもあるのではないかと思うんですけども、浪江町で地域として大雑把にこの消火栓の使える場所、使えない場所。そういうことをお伺いいたします。

もう一つは、財源構成もお伺いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それではお答えします。

一番最初の場所の選定理由ということでございますが、仮設防火水槽は既にふれあいセンターなみえ、新町ふれあい広場の2カ所には設置してあります。今回、増設した箇所については、浪江消防署の方から要請があった箇所につきまして消火栓の復旧状況、また他の水利の状況も考慮しながら選定したところでございます。主な選定理由としましては、住宅密集率が高く、火災が発生すれば大規模な延焼になる恐れがある。また、有効水利が乏しい、もしくはタンク車、ポンプ車等が用意に進入出来る、注水出来る、あとなるべくは公共用地を利用するという点で選定したところでございます。

2点目の消火栓の復旧状況というか、使用出来る場所はというご質問でございますが、消火栓については、7月末現在で約36%程度復旧していると報告を受けております。その中で、ちょっと復旧が遅れている地区が高瀬地区、酒井、谷津田、小野田、田尻、井手方面が、ちょっと遅れているような状況です。あと、津波被災地については復旧してない状況でございます。そのような状況でございます。

3番目の財源構成でございますが、消防防災施設災害復旧費補助金の配分がございましたので、その補助金で3分の2、残り3分の1については、震災復興特別地方交付税で措置される見込みでござ

います。

○議長（小黒敬三君） 13番。

○13番（紺野榮重君） 今後またそういう要請があったとすれば、今後の防火水槽の計画はどういうふうになるのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 次年度も、この補助金について要望しているところでございます。さらには消火栓の復旧状況から、この仮設防火水槽については移設も可能でございます。そういったかたちで増設・移設も含めて今後検討して行きたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 仮設防火水槽の必要性については、言うまでもないと思います。基本的には無人地帯、しかもある意味では、立ち入り自由。防火・防犯の体制整備の必要性はある意味では日に日に高くなっているという中での事業ですから、私は問題ないと思いますが、1つは容量の問題で仮設防火水槽という施設であるが故に40tということになるのか。それとも設置場所との関係で40tというのが合理的だと判断されたのか。周辺防火対策との関係で、この容量については適当なものなのかどうなのか。言ってみれば判断の基準についてお示しいただきたい。

あと、今後の計画について今、紺野議員からもおただしありましたけども、移設も可能だということですが、仮設防火水槽の移設というのは、消火栓が使われるようになれば移設ということが考えられるわけけども、防火水槽の移設ということになる理由というか、せっかく設置したものを移設するということは、本来の目的からは逆行すると考えられるわけけれども、移設という考え方の背景にあるものは何かということをお答えいただきたい。

あと、大きな問題ですけれども、住宅密集地を重点的に設置事業をするということですが、防火・防犯という点から言えば帰還困難区域も全く同じと。ある意味では、その危険度から言えばね、帰還困難区域の方が危険度は高いのではないかと考えます。そういう意味で、今後の計画のところ町全体としての今後の計画はどう検討されるのかお示しいただきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは、1点目の容量の40tの選定した理由ということですが、消防法の中で消防水利については、常時貯水量が40t以上で、かつ40分以上の給水能力を有しなければならないとされております。それで、今回の仮設防火水槽に

については40 t 槽ということで10 t 槽の4組でございますが、40 t 槽を準備したところでございます。これについては、消防署に確認したところ、1線の放水で約60分、2線放水で約30分程度放水が可能とのことで、通常の一般住宅火災であれば消火活動には有効な水量であると考えております。

今後の計画でございますが、さらにその移設の考え方、また、帰還困難区域への移設の関係でございますけれども、移設と申し上げましたのは、現在消火栓等が復旧していないために、消防水利が不足しているという地区について防火水槽を設置した場合でございますが、消火栓が復旧した、既存の防火水槽も使えるという状況であれば、新たな場所への移設も可能と考えているところでございます。

さらに、紺野議員のご質問にお答えしたところですが、今後順次、予算を財源を確保次第、その他の地区の住宅の集落地、集落的な密集地等についても、計画的に追加整備をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 容量の基準については分かりました。

今後の計画の問題についてですけれども、今後も引き続き増設をしていきたいということですが、全体的なお尋ねをいたします。現状から見て、浪江町には、仮設であれ何であれ、防火水槽は何基必要だとお考えになっているのかということ。というのは、これ仮に、補助事業を使って年間に5カ所か6カ所では、現状浪江町が置かれている現状から言えば、全く間尺に合わない話。一方では、全町一斉に設置するというふうになった場合、その消防の体制はどうなんだということも一面では出て来ようかと思えますけれども、あくまでも防火施設の整備という必要性から考えれば、ちんたらちんたら出来る仕事ではないというふうに思います。全体計画については、今後どのようにお進めになる考えなのかお尋ねいたします。

お答えください。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 全体計画というご質問でございますが、消火栓については、現在先ほどご答弁申し上げましたように、36%ぐらいの復旧率でございますが、まずは消火栓の復旧を急ぎたいと思っております。さらに、元々あった防火水槽については、現在その約70カ所ほどは調査したところでは使用可能でございます。さらに、先ほどの馬場議員のご発言にもあったように、消防団が現在なかなか活動出来ない状況にあって、消防署の方でその消火活動を担っていただくということもございまして、実際その仮設防火水槽の

維持管理についても、消防署にお願いしてるところでございます。その辺も含めまして、今後、計画的に整備していきたいとは考えております。

ただ、自然水利がなかなか現在、確保が難しい状況にはございますので、その辺も考慮しながら全体的に整備していきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 具体的な全体計画をお持ちでしたらばお示しく下さい。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 今のところ具体的には整備計画は持っておりません。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号 物品購入契約の締結について（平成26年度仮設防火水槽購入）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（小黒敬三君） 本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第3回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時40分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐 々 木 勇 治

署名議員 鈴 木 幸 治